

資料編

1. 本市におけるこれまでの取組
2. 「第3期所沢市環境基本計画」における総合指標の成果
3. 審議・検討組織及び開催経過
4. 諮問・答申
5. 環境基本条例
6. 環境審議会条例
7. 温室効果ガス排出量の算定資料
8. 目標指標一覧
9. 用語解説

資料編

1. 本市におけるこれまでの取組

本市では、1997（平成9）年の「所沢市環境基本条例」制定をきっかけに、1999（平成11）年に「第1期所沢市環境基本計画」を策定し、以後、様々な計画により、環境保全に関する取組を推進しています。

① 所沢市環境基本計画（第1期～第2期）

ア 第1期所沢市環境基本計画（1999（平成11）年度～2010（平成22）年度）

1997（平成9）年4月に制定した「所沢市環境基本条例」に基づき、環境施策を総合的に推進することを目的とした「所沢市環境基本計画」を策定しました。策定から7年後の2006（平成18）年3月には計画を改定しました。

イ 第2期所沢市環境基本計画（2011（平成23）年度～2018（平成30）年度）

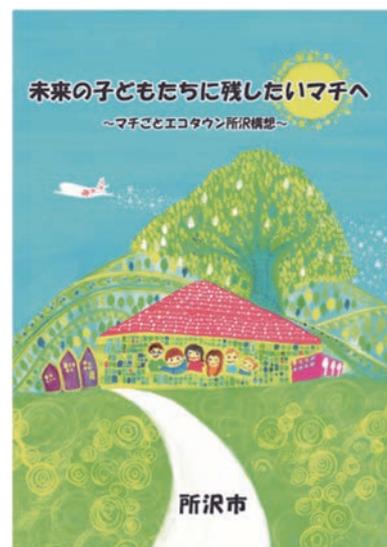
環境基本計画の第2期計画として、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を内包した形で策定されました。中間年次の2015（平成27）年には、2014（平成26）年3月に策定した「マチごとエコタウン所沢構想」との整合や社会情勢等を踏まえ、計画の一部を見直しました。



② マチごとエコタウン所沢構想

マチごとエコタウン所沢構想（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）

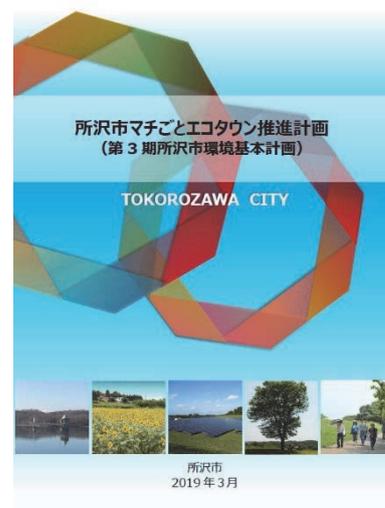
2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故ではエネルギーの安定供給が大きな問題となりました。このような背景の中、限りあるエネルギー・資源に過度に依存してきたライフスタイルを転換し、「もったいないの心」に基づき、ものを大切に使うといった基本的な人の生き方に立ち返るとともに、地域の貴重で豊かなみどりを守り育て、「人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」をみんなで築いていくための道しるべとする、「マチごとエコタウン所沢構想」を2014（平成26）年3月に策定しました。本構想は、「エネルギー」、「みどり」、「資源循環」の分野のプロジェクトで推進されています。



③ 所沢市マチごとエコタウン推進計画

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）
（2019（令和元）年度～2028年度）

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、マチごとエコタウン所沢構想の理念を軸に、今後10年の環境行政全体計画である環境基本計画を統合して策定しました。この統合により、計画内容がより多岐にわたるため、基本理念や将来像などの基本的事項や中長期的な方針をまとめた基本計画と、重点施策などの短期的な内容をまとめた重点実施計画に分冊化しています。



④ 所沢市地球温暖化対策実行計画

本市では、2001（平成13）年3月以降、地球温暖化対策に関する計画を策定し、市の事務事業及び、市内全域から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

今後も引き続き、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項及び第3項に基づく、市の「地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■ 所沢市地球温暖化対策実行計画の経過

策定計画名	策定年	計画期間
所沢市地球温暖化対策実行計画	2001（平成13）年	2001～2005 （平成13～17）年度
第2期所沢市地球温暖化対策実行計画	2006（平成18）年	2006～2010 （平成18～22）年度
所沢市地球温暖化対策実行計画 改訂版 （事務事業編・区域施策編）	2011（平成23）年	2011～2018 （平成23～30）年度
第3期所沢市地球温暖化対策実行計画	2019（令和元）年	2019（令和元）～ 2028年度

2. 「第3期所沢市環境基本計画」における指標の成果

■所沢市マチごとエコタウン推進計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値 2028年
					2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	
1	地域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
					15.1	24.9	30.4	26.9		
					○	○	○	○		
2	再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
					37.4	39.1	41.0	43.1		
					×	○	○	○		
3	みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	0	0	1,363		
					×	×	×	×		
4	みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,600
					1,410	1,500	1,501	1,517		
					○	○	○	○		
5	新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0	110.0
					85.5	96.0	96.3	103.4		
					○	○	○	○		
6	市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6	572
					583.1	592.7	574	557.1		
					×	×	○	○		
7	ごみ焼却発電による電気使用量増率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100	100
					91.9	100	100	100		
					○	○	○	○		
8	不法投棄物量	t	減少	26	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
					21.9	12.9	11.4	9.5		
					○	○	○	○		
9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100	100	100		
					○	○	○	○		
10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100	100	100		
					○	○	○	○		
11	土壌汚染拡散防止率	%	増加	87	基準値以上					基準値以上
					91.0	96.0	96.0	96.0		
					○	○	○	○		
12	苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
					80.9	96.5	99.1	98.7		
					×	○	○	○		
13	化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
					22.6	22.1	16.3	13.4		
					○	○	○	○		
14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67.0	67.5	68	70
					42.9	47.5	48.0	44.8		
					×	×	×	×		
15	市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	m ² / 人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
					4.13	4.15	4.26	4.25		
					×	×	○	×		
16	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上					基準値以上
					169,236	66,220	62,354	63,358		
					○	○	○	○		
17	市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
					1,380	1,889	1,595	1,871		
					×	×	×	×		

■所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
					2017年	2019年	2020年	2021年	2022年
低炭素 (1)	◎市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	202	21.9	23.6	25.3	26.9
					67.4	68.1	69.0	70.7	
					○	○	○	○	
低炭素 (2)	㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
					19,113	23,077	22,330	22,847	
					×	×	×	×	
低炭素 (3)	低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
					23	23	79	71	
					×	×	○	×	
低炭素 (4)	市内の熱中症による救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
					225	245	135	177	
					×	×	×	×	
みどり (1)	◎新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
					85.5	96.0	96.3	103.4	
					○	○	○	○	
みどり (2)	保全管理計画が策定された緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
					4	5	6	7	
					○	○	○	○	
みどり (3)	市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	/	/	/	/	0.5
					0.68	0.86	1.04	1.61	
					○	○	○	○	
みどり (4)	みどりとふれあうイベントの参加者数	人／年	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	0	0	1,363	
					×	×	×	×	
資源 (1)	◎市民1人当たりのごみ排出量（集団資源回収、事業系ごみ等は含まない）	g／人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
					583.1	592.7	574.0	557.1	
					×	×	○	○	
資源 (2)	焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
					77.6	79.5	79.9	80.1	
					×	×	×	×	
資源 (3)	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
					91.9	100	100	100	
					○	○	○	○	
協働 (1)	環境推進員が関わる活動に対する総参加者数	人	増加	56,000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
					54,627	13,358	30,180	40,865	
					×	×	×	×	
協働 (2)	◎環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
					169,236	66,952	62,354	63,358	
					○	○	○	○	
協働 (3)	市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
					23.0	23.0	—	21.5	
					○	○	—	×	

※/は最終年度目標に向かって増加させていくことを意味しています。

3. 審議・検討組織及び開催経過

■所沢市環境審議会

敬省略・順不同

構成	氏名	所属・役職等
知識経験者	天野 正博（会長） 柴田 晋吾	早稲田大学 人間科学学術院 名誉教授 上智大学 大学院地球環境学研究科 客員教授
民間団体の 代表者	鈴木 由紀子（副会長） 秋元 智子 櫻井 誠（令和4年度） 本澤 智巳（令和5年度） 倉片 順司 有村 将（令和4年度） 大庭 祥誠（令和5年度） 戸邊 和幸 羽田野 崇	所沢市環境推進員連絡協議会 会長 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長 所沢市立校園長会 所沢市立若松小学校校長 所沢市立校園長会 所沢市立柳瀬小学校校長 所沢商工会議所 副会頭 所沢青年会議所 所沢青年会議所 武州ガス(株) 営業ユニット 特需営業部 営業ユニット長兼 カーボンニュートラルシティ推進室長 (株)三井住友銀行 池袋法人営業第一部 部長
市民その他 の市長が必 要と認めた 者	川原 博満 横内 ゆり 坂根 裕子 足立 圭子 石川 桃子 神谷 葵	環境省 関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応専門官 埼玉県 環境部 環境未来局長 消費生活アドバイザー、 埼玉県地球温暖化防止活動推進員 おおたかの森トラスト 代表 公募による市民 公募による市民

■所沢市マチごとエコタウン推進会議・推進委員会

所沢市推進会議	所沢市推進委員会
市長（会長）	環境クリーン部次長（委員長）
副市長	—
教育長	—
上下水道事業管理者	—
秘書監	—
危機管理監	危機管理室長
経営企画部長	企画総務課長、経営企画課長
総務部長	文書行政課長
財務部長	財政課長、管財課長
市民部長	防犯交通安全課長
福祉部長	福祉総務課長
こども未来部長	こども政策課長
健康推進部長	保健医療課長
環境クリーン部長	環境対策課長、生活環境課長、みどり自然課長、 資源循環推進課長、東部クリーンセンター所長、西 部クリーンセンター所長

産業経済部長	産業振興課長、農業振興課長
街づくり計画部長、 所沢駅西口まちづくり 担当理事	都市計画課長、市街地整備課長、所沢駅西口区画整理事務所長
建設部長	建設総務課長、道路建設課長、公園課長、河川課長
会計管理者	—
市民医療センター 事務部長	—
議会事務局長	—
教育総務部長	教育総務課長、文化財保護課長
学校教育部長	学校教育課長
上下水道局長	上下水道局総務課長、下水道整備課長

■開催経過

年 月 日	組織名称、検討・報告内容等
2022(令和4)年 5月20日	令和4年度 第1回 所沢市環境審議会 ・委員委嘱、 ・市長あいさつ ・正副会長の選出、諮問 ・市内環境の現況について ・計画の改定内容について
2022(令和4)年 10月7日	令和4年度 第2回 所沢市環境審議会 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について ・所沢市気候変動適応計画（仮称）について
2022(令和4)年 11月28日	令和4年度 第3回 所沢市環境審議会 ・（仮称）所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・（仮称）所沢市気候変動適応計画（案）について ・（仮称）所沢市脱炭素社会を実現するための条例（案）について（答申）
2023(令和5)年 2月3日	令和4年度 第4回 所沢市環境審議会 ・（仮称）所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について
2023(令和5)年 5月19日	令和5年度 第1回 所沢市環境審議会 ・所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）促進事業について
2023(令和5)年 7月28日	令和5年度 第2回 所沢市環境審議会 ・所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）改定版（案）について ・所沢市脱炭素ロードマップ（案）について ・所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）促進事業について
2023(令和5)年 11月17日	令和5年度 第3回 所沢市環境審議会 ・パブリックコメントの結果について
2024(令和6)年 2月3日	令和5年度 第4回 所沢市環境審議会 ・「所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）改定版」答申について ・答申

4. 諮問・答申

■諮 問

所 マ 第 1 4 号
令和4年5月20日

所沢市環境審議会
会 長 天野 正博 様

所沢市長 藤本 正人

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」
の改定について（諮問）

このことについて、所沢市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

- ・社会情勢の変化や関連法の改正を踏まえた「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」の中間改定について

■答 申

所環審第10号

令和6年 2月 2日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市環境審議会
会長 天野 正博「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」
の改定について（答申）

令和4年5月20日付け所マ第14号で諮問された標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(別紙)

答 申

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」中間改定案
答申として別添のとおり計画案を取りまとめました。

答申にあたっての意見

以下のとおり意見を申し添えます。

審議会におきましては、本計画の審議・検討に際して、現行の「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」における環境施策の実施状況等を点検するとともに、脱炭素社会の実現に向けた世界的な動向や社会情勢を踏まえ、「将来像」や基本方針を受け継ぎながら、施策体系、目標指標等の見直しを検討してまいりました。

特に、脱炭素社会の実現のための取組については、行政だけでなく市民や事業者の取組が不可欠であることから、所沢版気候市民会議である「マチごとゼロカーボン市民会議」やパブリックコメントにおける市民の意見を尊重するなど、幅広く市民意見の聴取に努めてまいりました。この結果を踏まえ、市民・事業者など誰もが理解しやすく、実践につながる計画を目指し、別冊の「所沢市脱炭素ロードマップ」として取りまとめました。

また、世界各地で起こっている気象災害は、日本でも日々激しさを増している現状を踏まえ、新たに「所沢市気候変動適応計画」を策定し、本計画に内包させる構成としております。

市におかれましては、本計画に基づいて、大規模太陽光発電設備の導入や地域新電力会社の設立、官学連携による気候市民会議の開催など、脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して力強く推進してきたことと思います。また、世界的にも取組の加速が期待されるみどり・生物多様性分野においても、これまで長期にわたり市域のみどりを保全する姿勢を貫いてきたことと理解しています。こうした取組の積み重ねは、間違いなく所沢市ならではの社会的特性、自然環境特性を形成してきたものと考えます。

この所沢市の豊かな環境を将来世代に残していくために、留まることを知らず複雑・多様化していく環境問題に対して、一刻も早い対応が求められています。昨年制定された「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」のとおり、市のみならず市民・事業者の全てが連携し、現在そして未来の子どもたちが恵み豊かに暮らせる所沢となるよう、有効な施策を加速させていくことを切に期待します。

5. 所沢市環境基本条例

所沢市環境基本条例

平成9年4月1日
条例第4号

市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地にあつて、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしは私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も生まれ、生活文化都市として発展を続けている。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壌の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(環境の回復及び創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。
- 2 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(行楽者の責務)

- 第7条 市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の基本的施策)

- 第8条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。
- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。
- (3) 市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。
- (5) 市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 施策の基本方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

- 第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制、助成等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(環境管理システム等の普及)

第15条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第18条 市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

6. 所沢市環境審議会条例

所沢市環境審議会条例

平成7年3月31日
条例第6号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査及び審議を行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、所沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第22条第1項の地方公共団体実行計画協議会とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所沢市環境基本条例（平成9年条例第4号）第9条の所沢市環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 温対法第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定及び変更に関すること。

(3) 温対法第22条の2第1項の地域脱炭素化促進事業計画の協議に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民その他の市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

以下 略

7. 温室効果ガス排出量の算定資料

(1) 算定対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、対象とする温室効果ガスは、以下の7種類のガスを規定しています。

しかし、エアゾール製品の噴射剤等に使用されるハイドロフルオロカーボン（HFCs）、半導体等製造等の過程で使用されるパーフルオロカーボン（PFCs）、電気絶縁ガス等を使用される六ふっ化硫黄（SF₆）、半導体・液晶基板の洗浄等を使用される三ふっ化窒素（NF₃）、については、本市の温室効果ガスに占める割合が非常に小さいことや、根拠データの入手が困難なことから、本実行計画（区域施策編）の対象としていません。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象としているガスの種類	人為的な発生源	区域施策編
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	○
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門などから排出。	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿などの農業部門などから排出。	○
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	×
パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	×
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	×
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体や液晶基板の洗浄などに使用。	×

(2) 算定方式について

本実行計画では、市内全域における温室効果ガス排出量を以下に示す方法により推計しました。電力の小売全面自由化による実績値把握が難しくなったこと等といった社会情勢の変化も踏まえつつ、2017（平成29）年3月に策定された「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 ver1.0（環境省）」（以下「環境省算定マニュアル」という。）に記載されている算定方式をベースに算定しています。

■二酸化炭素 (CO₂)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー 転換部門		市内に該当部門なし	
エネルギー 消費	産業部門 (農林業)	【A 都道府県別按分法 (標準的手法)】 埼玉県のエネギー種別炭素排出量/ 埼玉県農林業就業者数×所沢市農林業 就業者数×44/12	都道府県別エネルギー消費統計 経済センサス
	産業部門 (建設業)	【A 都道府県別按分法 (標準的手法)】 埼玉県のエネギー種別炭素排出量/ 埼玉県建設業就業者数×所沢市業建設 業就業者数×44/12	都道府県別エネルギー消費統計 経済センサス
	産業部門 (製造業)	【B 全国業種別按分法】 全国の業種別エネルギー種別エネギー 使用量/全国の業種別製造品出荷額 等×所沢市の業種別製造品出荷額等× 排出係数	総合エネルギー消費統計 工業統計
	民生部門 (家庭部門)	【B 都道府県別エネルギー種別按分法】 ① 埼玉県のエネギー使用量/埼玉県の世 帯数×所沢市の世帯数 ② 県庁所在地における世帯当たりの 都市ガス購入額/都市ガスの平均単価 ×普及率補正係数 ③ 都市ガスから灯油への振り替え分 使用量+県庁所在地における世帯当 たりの灯油使用量 ④ 都市ガスからLPガスへの振り替 え分使用量+県庁所在地における世帯 当たりの灯油使用量	家計調査年報 ガス事業年報 都道府県別エネルギー消費統計
	民生部門 (業務部門)	【A 都道府県別按分法】 埼玉県の炭素排出量×44/12 /埼玉県の 従業者数×所沢市の従業者数	都道府県別エネルギー消費統計 工業統計
	運輸部門 (自動車)	【E 道路交通センサス自動車起終点調査 データ活用方法】	市区町村別自動車交通 CO ₂ 排出テ ーブル (環境省) 所沢市統計書
	運輸部門 (鉄道)	【B 全国事業者別按分法】 ① 対象事業者の CO ₂ 排出量/全国に おける対象事業者の営業キロ数×所沢 市における対象事業者の営業キロ数	温室効果ガス排出量算定・報告・ 公表制度 web ページ (環境省) 鉄道事業者 web ページ
	廃棄物	一般廃棄物の 焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物 (プラスチックごみ及 び合成繊維) × 排出係数
産業廃棄物の 焼却		<算定方法> ① 産業廃棄物 × 排出係数	所沢市 大防法届出企業データ

※算定方式欄の【 】は、環境省算定マニュアルの算定方式名です。

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいた係数を使用(二酸化炭素換算で算出)。

■メタン (CH₄)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	<算定方法> ① 全国産業部門メタン排出量×二酸化炭素排出量の比率	温室効果ガス排出量・吸収量データベース（国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス）
	民生部門	<算定方法> ① 二酸化炭素排出量算定時に算出したエネルギー消費量×排出係数	
	自動車	<算定方法> ① 車種別エネルギー消費量÷車種別燃料種別走行キロ×自動車保有台数比率×排出係数	自動車輸送統計年報（国土交通省） 自動車保有台数統計データ（財団法人 自動車検査登録情報協会） 市区町村別自動車保有車両数（国土交通省 関東運輸局） LPガス都道府県別販売量（日本LPガス協会） 所沢市統計書
農業	家畜の飼養	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	家畜の排せつ物管理	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	水田	<算定方法> ① 水田作付面積×排出係数	所沢市作付面積集計表
廃棄物	一般廃棄物の焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物焼却量×排出係数	所沢市統計書
	産業廃棄物の焼却	<算定方法> ① 廃油焼却量×排出係数	所沢市 大防法届出企業データ
	排水処理	<算定方法> ① し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 ② 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排水処理施設ごとの排出係数	所沢市統計書 所沢市清掃事業概要

■一酸化二窒素 (N₂O)

部門・項目		算定方式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	<算定方法> ① 全国産業部門メタン排出量×二酸化炭素排出量の比率	温室効果ガス排出量・吸収量データベース（国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス）
	民生部門	<算定方法> ① 二酸化炭素排出量算定時に算出したエネルギー消費量×排出係数	
	自動車	<算定方法> ① 車種別エネルギー消費量÷車種別燃料種別走行キロ×自動車保有台数比率×排出係数	自動車輸送統計年報（国土交通省） 自動車保有台数統計データ（財団法人 自動車検査登録情報協会） 市区町村別自動車保有車両数（国土交通省 関東運輸局） LPガス都道府県別販売量（日本LPガス協会） 所沢市統計書
農業	家畜の飼養	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	家畜の排せつ物管理	<算定方法> ① 家畜飼養頭数×排出係数	所沢市飼育状況調査
	水田	<算定方法> ① 水田作付面積×排出係数	所沢市作付面積集計表
廃棄物	一般廃棄物の焼却	<算定方法> ① 一般廃棄物焼却量×排出係数	所沢市統計書
	産業廃棄物の焼却	<算定方法> ① 廃油焼却量×排出係数	所沢市 大防法届出企業データ
	排水処理	<算定方法> ① し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 ② 生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排水処理施設ごとの排出係数	所沢市統計書 所沢市清掃事業概要

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいた係数を使用（二酸化炭素換算で算出）。

8. 目標指標一覧

大柱	中柱	No	指標項目名	単位	方向性	基準値 (2022年度)	最終目標値 (2028年度)
1 脱炭素 社会の 構築	1-1	1	市域における温室効果ガス排出量の削減率	%	↗	0.0 (2013 年度)	51.0 (2030 年度)
	1-2	2	再生可能エネルギーの導入量	MW	↗	43.1	73.3 (2030 年度)
	1-3	3	市内の熱中症による死亡者数	人	↘	1	0
2 みど り・生 物多様 性の保 全	2-1	4	みどりとふれあうイベントの参加者数	人/年	→	1,363	2,100
	2-2	5	みどりのパートナーの登録者数	人/年	↗	1,517	1,600
	2-3	6	新たなみどりの確保量	Ha	↗	103.4	110.0
3 循環型 社会の 形成	3-1	7	市民1人当たりのごみ排出量	g/人・日	↘	448	404
	3-2	8	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	→	100	100
4 大気・ 水環境 等の保 全	4-1	9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	→	100	100
	4-2	10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	→	100	100
	4-3	11	土壌汚染拡散防止率	%	↗	96.0	100
	4-4	12	苦情相談解決率	%	→	93.2	95.0
	4-5	13	化学物質排出量	t	↘	22.1	基準値以下
5 魅力的 な都市 環境の 創造	5-1	14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	↗	44.8	70
	5-2	15	市民1人当たりの公園面積（オープンスペースの確保）	m ² /人	↗	4.25	4.61
6 ともに 進める 『善き ふるさと 所沢』の 環境づ くり	6-1	16	環境学習関連講座の参加者数	人	↗	2,776	3,600
	6-2	17	市ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による環境情報の発信件数	件	↗	1,871	2,400

9. 用語解説

【あ】

IoT

「モノのインターネット (Internet of Things)」の略称。離れた場所にある物でも、ネットワークを通じてつながり、相互に情報交換ができる仕組みです。

ISO14001

1996 (平成 8) 年に、国際標準化機構 (ISO) により発行された、環境マネジメントシステムに関する国際標準化規格です。

アイドリング・ストップ

駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されています。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている機関で、1988 (昭和 63) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) の共催により設置されました。

IURC (欧州連合国際都市地域間協力プロジェクト)

欧州連合 (EU) が 2021 (令和 3) 年に開始した、欧州と日本を含む世界各国の都市・地域が参加する都市・地域の交流・協力事業です。2017 (平成 29) ~ 2020 (令和 2) 年の 4 年間で実施した「国際都市間協力 (IUC)」を継続発展させたもので、実施期間は 2021 (令和 3) 年から 2023 (令和 5) 年までの 3 年間で予定しています。

悪臭

大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の 22 物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また、量や接触時間によっても感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

亜硝酸性窒素

亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つです。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壤中に溶け出し、富栄養化の原因となります。人に与える影響として、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等があり、水

道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられています。

アスベスト (石綿)

アスベストは、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が極めて細く、飛散して人が吸入し、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになっています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、1975 (昭和 50) 年に原則禁止されました。その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature。人体に与える影響の大きい(1)湿度、(2)日射等からの輻射熱 (黒球温度)、(3)気温の 3 つを取り入れた指標。気温と異なり人体と外気との熱収支に着目した指標で、労働環境や運動環境の指標として ISO 等で規格化されています。

【い】

EV パッカー車

電気自動車 (EV) 型パッカー車 (回転板式ごみ収集車) のことです。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

【う】

雨水浸透井

雨水を地中に浸透させるための井戸のことです。

【え】

営農型太陽光発電 (ソーラーシェアリング)

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

エコオフィス

環境に配慮したオフィス（事業所）のことです。近年、省エネ、創エネ・蓄エネに配慮したオフィスとするために、ビルのエネルギー消費の見える化及び最適化をする「ビルのエネルギー管理システム（BEMS）（ベムス）」の導入等も増えてきています。

エコツアー

自然環境や歴史文化を体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然や文化を保全する意識を醸成する観光形態のことです。

エコドライブ

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減のための運転技術です。アイドリング・ストップ、経済速度、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

エコマーク

環境ラベルの1つであり、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるものです。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としています。

エコロジカル・ネットワーク

生物多様性を保全するため、生態系の拠点を適切に配置し、つながりをもたせることです。生物の生息・生育地の核となる地域や緩衝地域を適切に配置するとともに、生物の分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的な回廊を確保することを基本としています。

エネルギー基本計画

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。2014（平成26）年4月に第四次計画が策定されました。これは東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして策定されています。また、2021（令和3）年10月には「第6次エネルギー基本計画」の策定が行われ、2030年度温室効果ガス46%減に向けた部門別削減目標及び対策の方向性などが整理されています。

LED

Light Emitting Diode の略。電圧をかけた際に発光する半導体素子（電子部品）の意味であり、節電効果が期待できます。

【お】

オープンスペース

公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称です。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等があげられます。

【か】

カーボンフットプリント

Carbon Footprint of Products の略。商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定します。

街区公園

主として街区内に住居する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積0.25haを標準として配置しています。

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源です。現在、人間活動に必要なエネルギーの約83%は化石燃料から得ています。

家庭エコ診断

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度です。「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて行う『うちエコ診断』、環境省が定める診断手法の要件と運用管理の要件を満たした民間事業者等による『独自の家庭向けエコ診断』があります。

(株)ところざわ未来電力

所沢市・JFE エンジニアリング・飯能信用金庫・所沢商工会議所の出資により設立した地域新電力会社です。

感覚公害

人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害（環境汚染）です。具体的には、悪臭、騒音、振動などがあります。

かんきょうきじゆん 環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことで、行政上の目標として環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染及び騒音について環境基準が設定されています。

かんきょうきょういくとう かん こうどうけいかく 環境教育等に関する行動計画

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条により、都道府県及び市町村が作成に努めるよう求められている計画です。「環境保全活動、環境保全の意欲の増進」、「環境教育の推進」、「協働取組の推進の推進」が内容に含まれています。

かんきょうすいしんいん 環境推進員

住みよい生活環境をつくるために、市からの委嘱により、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして、それぞれの自治会や町内会等で環境美化活動やごみ減量・リサイクルの推進などを行い、地域の先導的な役割を担っている方々です。

推進員の活動について協議するため、市内11地区の行政区に各地区環境推進員協議会を置くほか、各地区協議会の代表者2名の理事（計22名）により、所沢市環境推進員連絡協議会を運営し、各地区協議会への支援及び環境行政の推進に寄与しています。

かんきょう マネジメントシステム

企業などの事業組織が自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことで、国際標準化機構（ISO）は1996（平成8）年に、環境管理のための規格としてISO14000シリーズを制定し、「①環境保全に関する方針・目標等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す」一連の取組を定めています。

かんきょう リスク

人間の活動によって生じた環境の汚染や変化が、水や大気などを通じて、人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼす可能性のことで、

かんわさく 緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策のことで、これに対し、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用の方策が適応策です。

【き】 きこうへんどう えいきょう てきおうけいかく 気候変動の影響への適応計画

政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的

な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤の施策及び国際的施策を定めた計画のことで、

きこうへんどうわくくみじょうやくたい かいていやくこくかいぎ 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

2015（平成27）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等が行われました。パリ協定の採択等の成果がありました。

きょうじん 強靱（レジリエント）

想定外の事態に対して、社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さについて、意味する用語として、使われる概念です。環境分野では気候変動レジリエンスや生態学的レジリエンスとして使用されます。

きんりんそうおん 近隣騒音

一般家庭から出るピアノやエアコン等の音のほか、学校や広場から発生する音、商店・飲食店などの営業騒音やカラオケ騒音、古紙回収車などの拡声器騒音などが一般に近隣騒音と呼ばれています。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっています。

【く】 くうかんほうしやせんりょう 空間放射線量

放射線が、単位時間当たりに空間に存在する量のことで、単位はナノグレイ毎時（nGy/h）またはマイクロシーベルト毎時（μSv/h）によって表されます。

クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うことです。家庭では、複数のエアコン使用をやめなるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用したりすることで、涼をシェアする、など1人当たりのエアコン使用を見直す考え方で、

クールシェアスポット

クールシェアスポットとは、クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のことで、例えば、公園・緑地、図書館、美術館、公民館、商業施設等も含まれます。

クールビズ

冷房時の室温 28℃でも、「涼しく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のライフスタイルの愛称。時、場所などに合わせた各自の判断による軽装等を呼び掛けています。

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが 1981（昭和 56）年 5 月に制定したマークです。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として 40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として 100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として 50%以上原料に利用したものとされています。

グローバル・パートナーシップ

世界平和・環境問題など世界的課題の解決のため、多種多様な関係主体が連携・協力を協働関係のことで。地球規模レベルでの集中的な取組を促進するために重要となります。

【こ】 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、大気汚染項目の一つとして環境基準が定められており、光化学スモッグの指標とされています。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、日中の太陽からの強い光を受けて光化学反応を起こして光化学オキシダントを発生させます。気象条件によっては、この濃度が高くなり、白くもやがかかった様な状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造または加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といえます。

固定価格買取制度（FIT）

Feed-in Tariff の略。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定期間、電気事業者が調達を義務づけるもので、2012（平成 24）年 7 月 1 日にスタートしました。

こどもエコクラブ

幼児から高校生までの子どもたちが地域の中で大人と一緒に、楽しみながら自主的に環境活動・環境学習に取り組むことを支援する事業です。

【さ】 最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備のことです。

再生可能エネルギー

太陽光、水力、バイオマス、風力、地熱など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギーのことです。

里山

農地、二次林、人工林、草原などで構成される地域であり、里地里山とも呼ばれます。里山は、様々な人間の活動を通じて形成され、循環型資源利用が行われてきた結果、特有の生物相・生態系が育まれ、自然と共生した生活が形成されてきました。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業活動に伴い発生する燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、建築資材などの廃棄物、及び輸入された廃棄物の 21 種類が産業廃棄物として定められています。産業廃棄物を排出する事業者は、自らの責任で環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務があります。

酸性雨

硫酸酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のことです。通常 pH が 5.6 以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降下物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因となっています。

【し】

市街化区域／市街化調整区域

都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分の一つ。都市計画では、無秩序に街に広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築等を制限しています。具体的には都市計画区域を二つに区分し、「既に市街地を形成している区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」である市街化区域と、「市街化をおさえる区域」である市街化調整区域を定めています。

GX（グリーントランスフォーメーション）

Green Transformation の略。化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する活動を指し、環境改善と共に経済社会システムの改革による持続可能な成長を目指しています。

次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げるガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development の略。人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする、持続可能な開発の三つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016（平成28）年以降2030年までの国際目標。先進国・途上国の別なく、すべての国が取り組むという普遍性が最大の特徴です。リオ+20で政府間交渉プロセスの立ち上げが合意され、平成27年9月の国連サミットで採択されました。

持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発の三つの側面：経済・社会・環境に統合的に対応する、2016年以降2030年までの国際目標）の中核をなす目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国

自身が取り組む普遍的なもので、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

集団資源回収

自治会・町内会・子ども会などの団体が、地域内の自主的活動として、各家庭の協力により、古紙・古布・飲料用のかんやびん等を、回収日を決めて一定の場所に集め、市に登録している回収業者に引き渡す制度です。

循環型社会

廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会のことです。

省エネ

省エネとは、「省エネルギー」の略です。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び地下水や河川などの公共水域の水質の環境基準が設けられています。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

【す】

水洗化人口

下水道が整備され利用できる区域の総人口のことです。

水洗化率

下水道が整備され利用できる区域の総人口に対して、排水設備工事を行い実際に下水道を利用している人口の比率を指します。

3R（スリーアール）

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を形成するための重要なキーワードであり、考え方です。

【せ】 生産緑地

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に、市町村が定めた地区のことです。

生態系

ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのことです。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環しています。

生物多様性

いろいろな生物が存在している様子で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性により、生命が豊かに存在することです。

【そ】 創エネ

創エネルギーの略。節約による省エネルギーだけでなく、各家庭でも太陽光発電や燃料電池などを利用して、積極的にエネルギーを作り出していく考え方のことを言います。

測定局

市内における大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（中富・東所沢・北野）と自動車排出ガス測定局（航空公園・和ヶ原）を設置しています。

一般環境大気測定局は、一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局で、環境基準の適合状況の把握や、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する目的のものと、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処するためのものの2種類があります。

自動車排出ガス測定局では、自動車走行により排出される物質に起因する大気汚染が考えられる交差点や、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視しています。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスです。代表的なSNSとしては、Facebook（フェイスブック）、X（エックス）などがあります。

【た】 ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類

は、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造などの各過程で非意図的に生成されます。

脱炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルにしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のことです。

【ち】 地域新電力

太陽光、水力、バイオマス、廃棄物発電など、地域内で発電した電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や企業、家庭にむけて電力を供給する小売電気事業のことをいいます。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、その土地利用を法律や条例等で規制することにより、自然環境などを保全する緑地のことです。特別緑地保全地区、里山保全地域、保存樹林、農振農用地、生産緑地があげられます。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や、森林の保全等による吸収源の確保が必要です。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、都道府県や指定都市、中核市（施行時特例市を含む）が、国の「地球温暖化対策計画」に即して、その区域全体の特性や状況に応じて温室効果ガスの削減を図るための施策に関する事項を定める計画です。すべての都道府県、指定都市、中核市（施行時特例市を含む）に策定が義務付けられています。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県や市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、都道府県や市町村の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減を図るために策定する計画です。すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

ちきんちしょう 地産地消

「地域で生産された農林畜水産物を地域で消費する」という意味で使われている言葉です。地産地消を進めることにより、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待されます。生産者と消費者の顔の見える関係を大切に、地域の農業や農地を大切にしようという考え方も含まれています。

ちいきけいざいぶんせき 地域経済分析システム (RESAS)

産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムであり、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供しています。自治体職員や、地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方によって、効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに広く利用されています。

ちっそさんかぶつ 窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) 等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。なお、二酸化窒素については、環境基準が定められています。

【て】

DX (デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略。デジタル技術によって商品やビジネス、業務、企業文化等の変革を成し遂げるものであり、生産活動の効率化や省エネルギー化に繋がると考えられています。

ていこうがいしゅ 低公害車

クリーンエネルギー自動車ともよばれ、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池自動車等が該当します。

ていそうおんほそう 低騒音舗装

間隙の多い素材で舗装することにより、自動車騒音の低減を図る舗装方法のことです。

ていたんそげんちくぶつ 低炭素建築物

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内などに建築される建築物を指します。条件を満たす建築物について、所管行政庁（都道府県、市または区）に認定申請を行うことにより低炭素建築物としての認定を受けることが可能です。

てきねいさく 適応策

地球温暖化による気候変動の影響によって起こりつつある災害への対策、備えのことです。地震・集中豪雨・洪水・濁水・土砂災害、農業へのストレスなどが発生した際の被害を軽減するために、様々な対策を進めていくという取り組みです。これに対し、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量の削減や、ヒートアイランド現象の抑制、省エネなど低炭素社会に向け、地球温暖化の進行を抑制しようという取り組みが「緩和策」です。

てこかつ デコ活

二酸化炭素 (CO₂) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度二酸化炭素削減目標の実現に向けて、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しする新しい国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」が展開されています。

でんきじどうしゅ 電気自動車 (EV)

バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。

【と】

とくていがいらいせいぶつ 特定外来生物

外来生物の中には、生態系や農林水産業、人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、その中で規制・防除の対象となるものを「特定外来生物」として指定しています。

とことこけいけんざげん とことこ景観資源

所沢の魅力ある景観を発掘して次世代に継承していくことにより、一層魅力ある所沢らしい良好な景観をつくっていくものです。市は市民の方と協働して、シンボルとなっている樹木や良好な街並みなどの景観資源を発掘し、多くの方に景観に対する関心を高めていただくために、「とことこ景観資源」として発信しています。

また、指定された「とことこ景観資源」のうち、特に所沢らしい良好なものを、「とことこ景観賞」として表彰しています。

とことこけんさいまいれーじ トコトコ健康マイレージ

所沢市では、ウォーキングを中心にポイントを貯めながら健康づくりを実践できる2020（令和2）年7月から埼玉県「コバトン健康マイレージ」に参入し、さらに、県の事業に加えて、本市独自のポイント対象事業や景品を用意し、名称を「トコトコ健康マイレージ」としてリニューアルしました。

所沢市マネジメントシステム (TMS)

所沢市が独自に構築している環境管理の仕組みのことです。本市では、1999（平成11）年5月から13年以上にわたって、環境ISO「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、職員への環境配慮意識の定着を図ることができたこと、また、ISOのマネジメントのノウハウも十分に習得することが出来たことから、2013（平成25）年4月から「ISO14001」に代わり導入しています。この仕組みのもと、ISOの考え方を継承した環境管理制度を進めています。

都市計画

都市の発展を計画的に誘導し、これらの活動が安全で快適かつ機能的に行えるように、合理的な土地利用、都市の根幹となる都市施設、市街地開発事業などを総合的、一体的に計画するものです。

都市公園

都市公園法で規定する公園緑地です。種別として、広域公園、街区公園、近隣公園などがあります。

都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業のことです。都市農業振興基本法第2条で規定しています。消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしています。

【に】 二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含むものを燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

主に燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などによって成立した森林のことです。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多くあります。

日本の約束草案

2015（平成27）年7月に決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出された、温室効果ガス削減目標を含む約束のことです。国内の排出削減・吸収量の確保によ

り、2030年度に2013（平成25）年度比26.0%減（2005（平成17）年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすることを明言しています。

【ね】
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル (ZEH/ZEB)
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅/ビルのことです。

燃料電池自動車 (FCV)

搭載した燃料電池の水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車です。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給します。

【の】 農地の流動化・集約化

「農地の流動化」とは、農地の売買や貸借等の権利移動を促進することです。「農地の集約化」とは、農地を1か所に固め、生産効率の向上と経営規模の拡大を促進することです。

【は】 パートナーシップ

協働。市民、事業者、行政など、立場の異なる組織や人同士が、共通の目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことです。

パリ協定

2015（平成27）年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、すべての国に適用される2020（令和2）年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みのことです。長期目標として2℃目標の設定、すべての国が温室効果ガス削減目標を5年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定しています。

【ひ】

PPA（ピーピーエー）

PPAとは、Power Purchase Agreementの略称。

「電力販売契約」という意味で、「第三者モデル」ともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）

PRTRとは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組みです。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略。企業や団体が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

ビオトープ

「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがあります。

びかん
美観

周囲との調和を欠くような看板やごみ等がなく、清潔感や落ち着きを感じさせる美しい景色のことです。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が2.5 μ m（マイクロメートル：100万分の1m）以下の粒子のことをいいます。近年、健康への影響が懸念されています。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。都市及び周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することがで

きるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれています。

【ふ】
浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している10 μ m（マイクロメートル：100万分の1m）以下の粒子状物質のことです。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患などを起こす原因とされています。

プラグインハイブリット車（PHV）

主にガソリンと電気の2つの動力源を持つハイブリット自動車（HV）のうち、外部電源から直接充電できる自動車です。直接充電できるため、従来のハイブリットカーに比べ、より長距離を走行することが可能です。

ふるさとの樹

地域において市民に親しまれている巨樹や名木等を保全するため「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、指定された樹木です。1.5mの高さにおける幹周り3m以上・樹高10m以上の樹木を指定しています。

フロートソーラー

池や湖、ダム等の水面に太陽光パネルを浮かべた太陽光発電の方法です。陸上の太陽光発電に比べ造成工事が不要な点や、水上からの冷却効果で発電量の低下が起きにくいなどのメリットがあります。

ふんわりスタート

車を発進するとき、穏やかにアクセルを踏むことを指します。環境省では「ふんわりアクセル『eスタート』』として、最初の5秒で時速20km程度を目安に推奨されています。10%程度の燃費改善と、安全運転に繋がると考えられます。

ふんわりブレーキ

車を停止させる時、ゆっくりと減速してブレーキをかけることです。信号が変わるなど停止することがわかったら早めにアクセルから足を離し、停止直前でやさしくブレーキを踏みます。燃費改善や、後続車との追突事故防止に繋がると考えられます。

ペーパーレス化

紙を使用しない環境や体制を構築することです。紙の書類や資料を少なくしてデジタル化することで、資源消費削減だけでなく、コストや業務効率を改善することにも繋がると考えられています。

【ほ】

ポケットパーク

都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場等を利用して設けられる比較的小規模な空間のことです。

飽和水蒸気量

1m³の大気中に含まれる最大の水蒸気量であり、質量(g)で表されます。

【ま】

まちづくり出前講座

市職員が講師となって市民の皆様のところへ出向き、市政に関する講義を行っています。市政への理解を深めていただき、住みよいまちづくりへつながることを目的として実施しているものです。

マルシェ

フランス語の「市場」を指す言葉で、生産者が直接出店して商品を売るというスタイルを主流としています。採れたての野菜や地域の特産品が並ぶことが多く、生産者と消費者が直接繋がる機会としても近年注目されています。

【み】

水とみどりがつくるネットワーク

本市の魅力的な水とみどりの資源を、様々な事業と連携させる取組を行い、人々が地域のみどり・歴史・文化に触れ、新たな人の流れが生み出され、その相乗効果として、地域産業や都市ブランドの活性化の原動力となることを図ることです。水辺の軸（主要な河川）とみどりの核との拠点を繋ぐ散策路の整備や地域の水とみどりと観光拠点、文化財、飲食店等とのつながりの形成等が事業として考えられます。

身近な生きもの調査

市民参加により動植物の調査を行うもので、小学校3年生から中学校3年生が主に調査を行っています。

みどり

所沢のみどりの基本計画より、樹木等の植物や水辺地などの自然的環境を有する土地及び空間、並びに野生生物の生息基盤である自然的要素を含めた広い概念とします。

みどりのパートナー制度

「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づき、みどりの保全や創出を行う個人や団体を「みどりのパートナー」として登録し、このパートナーに対して情報の提供や緑化資材の助成等の支援を行う制度です。

みどりのふれあいウォーク

本市と西武鉄道合同企画による、市内の自然や歴史を感じるコースのウォーキングイベント。所沢ブランドである「みどり」を保全し、みどりのまちづくりを進めるため、市民をはじめとした多くの方々に、みどりへの理解と意識の向上を図ることを目的としています。

ミヤコタナゴ

関東地方各地に分布する日本固有種の淡水魚。1974（昭和49）年に国の天然記念物に指定され、1991（平成3）年には環境省レッドリストで絶滅危惧IA類に指定されました。所沢市内でも、狭山丘陵を水源とする柳瀬川や、田んぼを流れる用水路などに生息していましたが、急速な都市化に伴う生息地の宅地化などにより、昭和50年代を最後に自然の中では見られなくなってしまいました。そのため、本市では種の保存を目的として人工増殖を行っています。

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称です。未利用エネルギー利用技術は、他の様々な環境・エネルギー技術と組み合わせられて、脱炭素社会を作るのに役立てることができ、活用が期待されています。

【む】

武蔵野線公害対策連絡協議会

JR武蔵野線沿線13市で構成する公害対策のための協議会です。

【め】

メガソーラー

出力が1MW(1メガワット=1000kW)以上の大規模太陽光発電所のことです。

【も】

もったいない市

一般家庭から回収した古着・古布及び陶磁器のうち、そのまま使用できるものを再使用する仕組みをいいます。

もったいない市は、リサイクルふれあい館で常時実施しているほか、まちづくりセンター（公民館）などで回収する場合には、その場でスペースを設けて実施しています。

【ゆ】

有害鳥獣

農林水産業などに被害を与える、または被害を与えるおそれのある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

有害物質

人の健康被害を起こすおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で5項目、「水質汚濁防止法」で27項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チウラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

ユニバーサルデザイン

「基本的人権の尊重」を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかこうとする考え方で、ユニバーサルデザインには、施設、物（製品）、環境などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっています。

【り】

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料として再利用することです。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます。

リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることで

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することをいい、リユース、リサイクルより優先される取組です。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められ、また、消費者は使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要となります。

リユース（再使用）

一度使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、(1) 使用者から回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理等を施した上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) 使用者から回収された機器などから再使用

可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

緑地協定

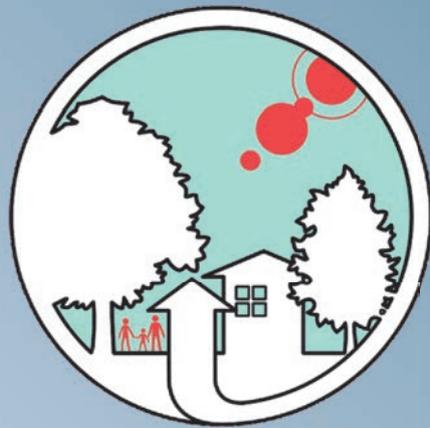
土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

緑地保全制度

里地・里山などのまとまった緑地に対し、保全区域等として指定し、指定された区域等においては一定の行為を規制する等の対応により、みどりを保全する制度です。

所沢市マチごとエコタウン推進計画（中間改定版）
“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢
2024（令和6）年3月

発行 所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電話：04-2998-9133(直通) FAX：04-2998-9394
E-mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



マチごとエコタウン
TOKOROZAWA